

居宅介護支援事業運営規定

第1条 この規定は、社会福祉法人若槻ホームが設置する居宅介護支援事業者「若槻ホームケアプランセンター」（以下「居宅介護支援事業」という。）の運営について指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態（以下「要介護者等」という。）になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 居宅介護支援事業の運営方針は、次のとおりとする。

- （1） 居宅介護支援事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の自己の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。
- （2） 居宅介護支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なうものとする。
- （3） 居宅介護支援事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努め運営を行なうものとする。
- （4） 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 若槻ホームケアプランセンター
- （2） 長野市上野1丁目1462番地1

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日	営 業 時 間
月曜から金曜日 ただし祝日及び12月29日から翌年1月3日は休日とする。	午前8時30分～午後5時30分

(職員の職種及び員数)

第6条 職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - (2) 介護支援専門員 1人以上
- 2 必要がある場合は、前項の職種及び員数を変更することができる。

(職務内容)

第7条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、居宅介護支援事業の運営管理の統轄にあたり、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- (2) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成・変更、居宅サービス事業者との連絡調整、サービス担当者会議の開催、要介護者の状態把握（継続管理）、要介護認定の申請にかかわる援助。
- (3) 利用定員は常勤換算1人につき35名程度とする

(指定居宅介護支援事業のサービスの提供方法・内容)

第8条 指定居宅介護支援事業のサービスの提供方法・内容は、次の通りとする。

(1) 提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所 若槻ホーム別館 1階相談室
- ② 使用する課題分析票の種類 MDS-HC2.0
- ③ サービス担当者会議の開催 若槻ホーム別館 1階相談室
- ④ 居宅訪問 原則としてケアプラン作成前とし、必要に応じて訪問

(2) 内容

- ① 市町村から委託を受けて行なう訪問調査
- ② 居宅サービス計画の作成
- ③ 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行
- ④ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設など入所施設の紹介
- ⑤ その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施地域)

第9条 長野市三輪・若槻

(利用料及びその他の費用)

第 10 条 指定居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。

- 2 第 9 条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は以下の額を徴収する。

- ・ 実施地域外交通費 概ね 7 Km 以上 40 円 / 1 Km 当たり

(相談窓口及び苦情処理)

第 11 条 サービスに関する相談や苦情については、相談室を設けるとともに窓口担当者を決めて対処するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条に規定による市町村が行なう文書その他の物件の提供若しくは呈示の求め又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに市町村から指導又は、助言を受けた場合は、その指導、助言に従い必要な改善を行なうものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、その指導、助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(虐待防止)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止に関する指針を整備する。
 - (3) 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(帳簿等の整備)

第 13 条 管理者は、運営及び利用者の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に実情を的確に把握するため、必要な帳簿を備えて整備しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 業務に従事する職員は、社会的使命を十分認識、自覚し自らの資質の向上を図

るため、研修等を通じて研鑽を重ねるとともに、業務体制の整備を図る。

- 2 介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は、利用者若しくはその家族から提示を求められた時はこれを提示する。
- 3 事業所の従業者はその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(秘密保持)

付 則

この規定は、平成 14 年 7 月 16 日から施行する。

平成 27 年 8 月 16 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正